

☆ **月額掛金**

(単位：円)

| 保険年齢                              | 性別 | 1口    | 2口    | 3口    | 4口    | 5口    | 6口    | 7口    | 8口     | 9口     | 10口    |
|-----------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 15歳～35歳<br>(H8.1.1～S50.1.2生まれの人)  | 男性 | 604   | 1,208 | 1,812 | 2,416 | 3,020 | 3,624 | 4,228 | 4,832  | 5,436  | 6,040  |
|                                   | 女性 | 561   | 1,122 | 1,683 | 2,244 | 2,805 | 3,366 | 3,927 | 4,488  | 5,049  | 5,610  |
| 36歳～40歳<br>(S50.1.1～S45.1.2生まれの人) | 男性 | 623   | 1,245 | 1,868 | 2,490 | 3,113 | 3,735 | 4,358 | 4,980  | 5,603  | 6,225  |
|                                   | 女性 | 584   | 1,167 | 1,751 | 2,334 | 2,918 | 3,501 | 4,085 | 4,668  | 5,252  | 5,835  |
| 41歳～45歳<br>(S45.1.1～S40.1.2生まれの人) | 男性 | 649   | 1,298 | 1,947 | 2,596 | 3,245 | 3,894 | 4,543 | 5,192  | 5,841  | 6,490  |
|                                   | 女性 | 597   | 1,194 | 1,791 | 2,388 | 2,985 | 3,582 | 4,179 | 4,776  | 5,373  | 5,970  |
| 46歳～50歳<br>(S40.1.1～S35.1.2生まれの人) | 男性 | 696   | 1,392 | 2,088 | 2,784 | 3,480 | 4,176 | 4,872 | 5,568  | 6,264  | 6,960  |
|                                   | 女性 | 623   | 1,246 | 1,869 | 2,492 | 3,115 | 3,738 | 4,361 | 4,984  | 5,607  | 6,230  |
| 51歳～55歳<br>(S35.1.1～S30.1.2生まれの人) | 男性 | 770   | 1,539 | 2,309 | 3,078 | 3,848 | 4,617 | 5,387 | 6,156  | 6,926  | 7,695  |
|                                   | 女性 | 659   | 1,317 | 1,976 | 2,634 | 3,293 | 3,951 | 4,610 | 5,268  | 5,927  | 6,585  |
| 56歳～60歳<br>(S30.1.1～S25.1.2生まれの人) | 男性 | 869   | 1,738 | 2,607 | 3,476 | 4,345 | 5,214 | 6,083 | 6,952  | 7,821  | 8,690  |
|                                   | 女性 | 688   | 1,376 | 2,064 | 2,752 | 3,440 | 4,128 | 4,816 | 5,504  | 6,192  | 6,880  |
| 61歳～65歳<br>(S25.1.1～S20.1.2生まれの人) | 男性 | 1,018 | 2,035 | 3,053 | 4,070 | 5,088 | 6,105 | 7,123 | 8,140  | 9,158  | 10,175 |
|                                   | 女性 | 748   | 1,496 | 2,244 | 2,992 | 3,740 | 4,488 | 5,236 | 5,984  | 6,732  | 7,480  |
| 66歳～70歳<br>(S20.1.1～S15.1.2生まれの人) | 男性 | 1,322 | 2,644 | 3,966 | 5,288 | 6,610 | 7,932 | 9,254 | 10,576 | 11,898 | 13,220 |
|                                   | 女性 | 866   | 1,731 | 2,597 | 3,462 | 4,328 | 5,193 | 6,059 | 6,924  | 7,790  | 8,655  |

\* 上記掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。  
\* 本保険期間中は、7月1日現在の年齢に応じて決まる掛金が、加入時・更新時から適用されます。  
(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月までのものについては切り捨てます。)

**税法上の特典**

**法人の場合**

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員・従業員の所得税の対象にもなりません。  
(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

**個人事業主の場合**

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。  
(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成22年4月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

**福祉団体定期保険について**

次の場合には保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>A. 死亡保険金・高度障害保険金について</b></p> <p>①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき<br/>②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき<br/>③保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき<br/>④戦争その他の変乱によるとき<br/>⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき</p> <p><b>B. 災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について</b></p> <p>①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき<br/>②災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき<br/>(ただし、災害保険金についてのみ)</p> | <p>③加入者の犯罪行為によるとき<br/>④加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき<br/>⑤加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき<br/>⑥加入者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき<br/>⑦地震、噴火または津波によるとき<br/>⑧戦争その他の変乱によるとき</p> <p><b>C. ガン死亡保険金について</b></p> <p>①保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき</p> |
|--|--|

(注1) 増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。  
(注2) 詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

イッシー共済は、鹿児島県商工会議所連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険（入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付）と当会議所独自の見舞金・祝金等制度を会員の皆様にご利用いただくものです。なお、イッシー共済はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

**被保険者(加入者)の皆様へ**  
福祉団体定期保険は契約者…鹿児島県商工会議所連合会、被保険者…鹿児島県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…鹿児島県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、本パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットと加入申込書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 **生命保険契約者保護機構** <http://www.seihohogo.jp/> TEL03-3286-2820

〈お問合せ先〉

**指宿商工会議所**

〒891-0401 指宿市大牟礼1-15-13  
TEL 0993-22-2473 FAX 0993-24-3175

〈取 扱 店〉 **アクサ生命保険(株)南薩営業所**

〒898-0012 枕崎市千代田町45-4  
TEL 0993-73-2170 FAX 0993-73-1304

〈福祉団体定期保険引受保険会社〉 **アクサ生命保険(株)**

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー  
TEL 03-6737-7777 (代表)

AXA-1004-1727/534

会員事業所生命共済制度

**イッシー共済**

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険  
+ 見舞金・祝金等制度

**制度の特色**

1. 割安な掛金で幅広い保障がありますので、ご家族にとっても安心です。
2. ガンをはじめとする病気死亡や災害死亡はもとより、不慮の事故による入院など業務上・業務外を問わず24時間保障します。
3. 簡単な手続きで、ご加入いただけます。
4. 1年更新ですから変動する経済情勢にピッタリ。
5. 1年ごとに収支決算を行い剰余金が生じたときは、配当金としてお返しいたします。
6. 掛金は取扱金融機関の口座より自動的に振り替えますので便利です。(毎月21日)
7. 従業員のための掛金は損金または必要経費に算入できます。



ロマンあられる池田湖の謎の怪獣 イッシー

**【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】**

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますのでご同意のうえ、お申し込みください。  
①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当所に提供されます。  
②当所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主および、ご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下「アクサ生命」という)にこれを提供します。  
③アクサ生命は、当所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実を使用する場合があります。アクサ生命は、当所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。  
④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。  
⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

**【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】**

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。  
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

**ご加入のおすすめ**



**指宿商工会議所**

## イッシー共済の内容

### ☆ 福祉団体定期保険の給付内容

| 給付内容 | 給付金額                                   | 1口              | 2口              | 3口              | 4口              | 5口              | 6口              | 7口               | 8口               | 9口               | 10口              |
|------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 死亡   | 不慮の事故による死亡<br>(死亡保険金+災害保険金)            | 250万円           | 500万円           | 750万円           | 1,000万円         | 1,250万円         | 1,500万円         | 1,750万円          | 2,000万円          | 2,250万円          | 2,500万円          |
|      | ガンによる死亡<br>(死亡保険金+ガン死亡保険金)             | 100万円           | 200万円           | 300万円           | 400万円           | 500万円           | 600万円           | 700万円            | 800万円            | 900万円            | 1,000万円          |
|      | ガン以外の病気による死亡<br>(死亡保険金)                | 50万円            | 100万円           | 150万円           | 200万円           | 250万円           | 300万円           | 350万円            | 400万円            | 450万円            | 500万円            |
| 高度障害 | 不慮の事故による所定の高度障害<br>(高度障害保険金+災害高度障害保険金) | 250万円           | 500万円           | 750万円           | 1,000万円         | 1,250万円         | 1,500万円         | 1,750万円          | 2,000万円          | 2,250万円          | 2,500万円          |
|      | 病気による所定の高度障害<br>(高度障害保険金)              | 50万円            | 100万円           | 150万円           | 200万円           | 250万円           | 300万円           | 350万円            | 400万円            | 450万円            | 500万円            |
| 入院   | 不慮の事故による入院<br>(入院給付金)                  | 1日につき<br>1,500円 | 1日につき<br>3,000円 | 1日につき<br>4,500円 | 1日につき<br>6,000円 | 1日につき<br>7,500円 | 1日につき<br>9,000円 | 1日につき<br>10,500円 | 1日につき<br>12,000円 | 1日につき<br>13,500円 | 1日につき<br>15,000円 |
|      | (5日以上60日限度)                            |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |                  |                  |                  |

### ☆ 福祉団体定期保険のお支払いについて

- 死亡保険金…保険期間中に加入者が死亡されたときお支払いします。
- 高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後生じた傷害または疾病によって所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。
- 災害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたときまたは所定の感染症で死亡されたときお支払いします。
- 災害高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときまたは所定の感染症により所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。
- 入院給付金…保険期間中に加入者が加入日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に5日以上入院されたときお支払いします。ただし同一事故による入院は60日を限度とします。
- ガン死亡保険金…加入者が責任開始期以後に診断確定されたガン(※2)を直接の原因として保険期間中に死亡されたときお支払いします。  
\*効力発生日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。
- ◎高度障害保険金をお支払いした場合、この保険は消滅します。よって、その他の保険金・給付金のお支払いはなくなります。

#### ※1. 高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### ※2. 対象となる悪性新生物

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- 消化器の悪性新生物
- 呼吸器のおよび胸腔内臓器の悪性新生物
- 骨および関節軟骨の悪性新生物
- 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- 中皮および軟部組織の悪性新生物
- 乳房の悪性新生物
- 女性性器の悪性新生物
- 男性性器の悪性新生物
- 尿路の悪性新生物
- 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
- 甲状腺およびその他の内分泌線の悪性新生物
- 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
- 上皮内新生物

### 指宿商工会議所独自の「見舞金・祝金等制度」の給付内容

| 給付内容   | 給付金額                                     | 1口   | 2口              | 3口              | 4口              | 5口              | 6口              | 7口              | 8口              | 9口              | 10口             |  |
|--------|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 見舞金    | 不慮の事故による通院<br>(1日目から5日限度、年1回)            | 1日につき<br>500円  | 1日につき<br>1,000円 | 1日につき<br>1,500円 | 1日につき<br>2,000円 | 1日につき<br>2,500円 | 1日につき<br>3,000円 | 1日につき<br>3,500円 | 1日につき<br>4,000円 | 1日につき<br>4,500円 | 1日につき<br>5,000円 |  |
|        | 病気による入院<br>(1日目から5日限度、年1回)               |  |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |
|        | 手術<br>(対象の手術、年1回)                        | 2,500円   | 5,000円          | 7,500円          | 10,000円         | 12,500円         | 15,000円         | 17,500円         | 20,000円         | 22,500円         | 25,000円         |  |
|        | 遺児育英                                     | 遺児1名につき 50,000円  |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |
| 家族災害死亡 | 一律 50,000円                               |  |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |
| 祝金     | 結婚<br>(1年以上の加入者)                         | 2,500円   | 5,000円          | 7,500円          | 10,000円         | 12,500円         | 15,000円         | 17,500円         | 20,000円         | 22,500円         | 25,000円         |  |
|        | 出産<br>(1年以上の加入者)                         |  |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |
| 助成金    | 満了時健康<br>(5年以上の加入者)                      | 70歳6カ月の満了に達した場合、過去5年間給付金等の支払を受けなかった健康な方に1口につき2,500円の祝金を支給。それ以外の方には記念品を贈呈 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |
|        | 会議所主催による健康診断<br>会議所主催による<br>がんドック・脳ドック健診 | 500円   | 1,000円          | 1,500円          | 2,000円          | 2,500円          | 3,000円          | 3,500円          | 4,000円          | 4,500円          | 5,000円          |  |
|        |  | 一律1名につき 2,000円   |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |  |

### 見舞金・祝金等制度の給付について

- 見舞金・祝金等は当商工会議所独自の制度ですが、運営費の一部によってまかなわれます。見舞金・祝金のお支払は、共通商品券の普及推進のため、原則として指宿市共通商品券で対応させていただきます。  
なお、見舞金は保険金・給付金および他の見舞金とは重複してお支払いいたしません。また、整形外科は対象外となります。
  - 遺児育英見舞金は、18歳未満の子供がいる加入者が、ケガで事故日から180日以内に死亡したとき、遺児1名につき50,000円を支給いたします。
  - 家族災害死亡見舞金は加入者の家族(配偶者、同居親族等)が、ケガで事故日から180日以内に死亡したとき、50,000円を支給いたします。
  - 見舞金・祝金等制度については、それぞれ該当後1年以内に請求がない場合はお支払いできません。
  - 手術見舞金の対象となる手術  
胃切除術、四肢切断術、甲状腺手術、虫垂切除術、ヘルニア根本手術など……88種類
- \*詳細は、「見舞金・祝金等制度」規則にてご確認ください。

### ご加入者の皆様にご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

このサービスは「生命共済制度」ご加入の皆様とご家族でご利用いただけます。  
サービスのご利用方法等の詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/life/)(http://www.axa.co.jp/life/)をご覧ください。

健康・介護、  
経営をサポート  
する幅広い  
サービス  
をご用意しました

## イッシー共済の取扱

### 保険期間

保険期間は1年間(平成22年7月1日～平成23年6月30日)で、毎年自動的に更新します。  
見舞金・祝金等制度については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

### ☆ 加入資格・条件

- 鹿児島県商工会議所連合会に所属する指宿商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、平成22年7月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
  - 新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*に限りま。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
    - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがありますか。
    - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
- 別表** 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷
- \*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは、加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。  
・傷病により公休・休暇等で欠勤している方  
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限等)
3. 上記1・2の要件を満たす方全員のご加入が必要となります。

### 効力発生日(加入日)掛金のお払込み

4. 当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
- ◎死亡保険金・高度障害保険金支払われた場合、イッシー共済からは脱退となりますので、その他の保険金・給付金および見舞金・祝金等のお支払はありません。
- 加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。  
掛金は毎月払いとし、毎月21日に預金口座自動振替にてお払込みいただきます。  
初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続で振替ができなかった場合は、申込取消となります。  
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

### 加入・脱退手続

加入の申込は所定の加入申込書により、当商工会議所にお申込ください。  
加入者がこの制度から脱退される場合は当商工会議所にご連絡ください。  
なお、脱退されてもそれに伴う払戻金等はありません。

### 加入者証の発行

加入者に対しては、「加入者証」を発行します。

### ☆ 保険金等の受取人・請求

1. 保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から加入者(被保険者)の同意を得て選択していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了解を得てご請求ください。
2. 見舞金・祝金等の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

### 配当金

1年ごとに収支決算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。